

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

父はきまじめな性格で、保険料や税金等は必ず期限の数日前までには支払い、遅れたことなど一度も無い。

年金の大切さは十分認識しており、私が20歳になったころの国民年金保険料も支払ってくれた。私を幼稚園に通わせたり、習い事をさせてくれたりして経済的余裕があったので、昭和36年当時も国民年金保険料を支払えるだけの余裕はあったと思う。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立期間以降は60歳まで納付済みであり、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の記録から、申立人の長男が20歳になった時期の国民年金保険料が納付されていることも確認できるとともに、申立人の弟は「兄はお金にきちんとしていたので、国民年金保険料も納付していたのではないか。」と供述しており、申立期間の保険料についても納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成3年7月から同年9月までは47万円、同年10月から4年9月までは44万円、同年10月から5年4月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年6月8日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額は20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成3年7月1日から5年5月31日まで
② 平成5年5月31日から同年6月8日まで

株式会社Aで、B職として働いた。

申立期間①については、平成5年7月8日付けで標準報酬月額が20万円から8万円に引き下げられているが、給料が8万円になったことは無いし、20万円になった記憶も無い。当時の給料は、ずっと47万円くらいだった。

また、申立期間②については、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年5月31日が資格喪失日とされているが、雇用保険の離職日は同年6月7日である。

両申立期間は事実と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年7月から同年9月までは47万円、同年10月から4年2月までは44万円、同年3月から5年4月まで20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険

の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年5月31日。以下「全喪日」という。）の後の同年7月8日付けで、3年7月に遡^{そきゅう}及して8万円に引き下げられていることが確認できるとともに、当該申立期間①当時の同僚7人についても、全喪日以降に標準報酬月額^{そきゅう}が遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主及び事業主の妻は「8万円では生活できない。そのような額の給料を払うことは無かった。」と供述しており、事業主より平成4年10月分から5年6月分の給料台帳（以下「給料台帳」という。）及び当該事業所が社会保険事務を委託していたC社（現在は、D社。以下「社会保険労務士」という。）が作成した「健康保険・厚生年金保険保険料額一覧表」の提出があったが、当該期間において、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（8万円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる記載は見当たらず、両資料により確認できる控除額（後述2で述べる平成4年9月分を除く。）は、訂正前の標準報酬月額に基づく保険料額であることが確認できる。

さらに、当該事業所を管轄する社会保険事務所は、滞納処分票等は保管しておらず、事業主は「滞納があったかどうかわからない。」との供述であり、事業主の妻は「保険料の支払は遅れてはいなかった。」と供述しているものの、申立期間①当時の申立人の部下は、「自分は平成5年2月に退職したが、そのころは給料が遅配していた。」と供述している上、当該事業所が社会保険事務を委託していた社会保険労務士に照会したところ、「当該事業所が雇用保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年6月7日の時点で、労働保険料の滞納があった。」と供述していることから判断すると、当該遡^{そきゅう}及訂正時点において社会保険料の滞納があったものとするのが妥当である。

なお、申立人は、平成元年9月21日に当該事業所の取締役^{そきゅう}に就任したことが商業登記簿謄本で確認できるが、昭和62年3月13日から平成5年6月7日に離職するまで雇用保険の被保険者だったことが確認できる上、当該事業所の事業主、事業主の妻及び部下に照会したところ「申立人はB職だった。経理や給料関係の事務を行っていたのは事業主の妻である。」旨のそれぞれの供述が一致していることから、申立人が、自身等の標準報酬月額の訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年7月8日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、3年7月にさかのぼって申立人について標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、これらの処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が当初社会保険事務所に届け出た、平成3年7月から同年9月までは47万円、同年

10月から4年2月までは44万円、同年3月から5年4月までは20万円と訂正することが必要である。

2 また、社会保険庁のオンライン記録によると、上記1の^{そきゅう}遡及訂正処理とは別に、申立人の株式会社A社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年3月から同年9月までは44万円と記録されていたところ、同年9月7日付けで、同年3月に^{そきゅう}遡及して20万円に引き下げられていることが確認できるとともに、当該期間当時の同僚一人についても、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間①の給料について「ずっと47万円くらいだった。」と主張しているが、事業主から提出された前述の「給料台帳」及び「健康保険・厚生年金保険 保険料額一覧表」から、申立人の控除額に相当する標準報酬月額は平成4年9月までは44万円だったことが推認できるものの、同年10月以降の報酬月額は20万5,970円であり、標準報酬月額が20万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことは確認できるが、47万円くらいの報酬月額が支給されていたこと、及び同額に相当する保険料が控除されたことをうかがわせる記載は見当たらない。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、事業主の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、平成4年4月24日付けで、2年5月に^{そきゅう}遡及して8万円に引き下げられ、全喪日まで継続していることが確認できるが、前述の「給料台帳」から報酬月額及び控除保険料額がその標準報酬月額（8万円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる記載は見当たらないことから、事業主の標準報酬月額が8万円に引き下げられた同年4月の時点で、当該事業所には既に厚生年金保険料等の滞納があり、事実に基づかない処理が行われていたことが推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年9月7日付けで行われた同年3月の月額変更の^{そきゅう}遡及処理についても事実^{そきゅう}に即したものは考え難く、同月にさかのぼって申立人について標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、これらの記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が当初届け出た、平成4年3月から同年9月までは44万円と訂正することが必要である。

なお、平成4年10月の定時決定以降全喪までの期間の申立人の標準報酬月額は引き続き20万円と記録されているが、前述のとおり、当該期間についてはその控除額が実態に即したものであることが確認できることから、訂正の必要は認められない。

3 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及び当該事業所の前述

の「給料台帳」から、申立人が平成5年6月7日まで、株式会社A社で継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録では、同年5月31日に厚生年金保険の資格を喪失している。

また、社会保険庁のオンライン記録では、当該事業所は平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が、申立期間①の遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた同年7月8日に行われていることが確認できる。

さらに、当該申立期間において、申立人及び申立人と同日に厚生年金保険を資格喪失した事業主及び同僚二人についても、前述の「給料台帳」から平成5年6月7日までの給料が日割りで支給されていることが確認できる上、当該事業所は法人事業所であったことが商業登記簿謄本で確認でき、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同年5月31日において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は雇用保険の被保険者記録における離職日及び前述の「給料台帳」から確認できる給料支給期間の最終日の翌日である同年6月8日と認められる。

また、平成5年5月の標準報酬月額については、当初の平成4年10月の定時決定の記録から20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年7月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月の標準報酬月額については、9万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月2日から3年1月26日まで
② 平成3年1月26日から同年2月10日ごろまで
株式会社Aが経営していたB施設に、清掃係として勤務していた。

申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額が、社会保険事務所の記録と実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額が相違していると思うので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②について、平成20年3月に送られてきたねんきん特別便を確認したところ、2年7月2日資格取得、3年1月26日資格喪失、被保険者期間6か月となっていたが、3年2月10日ごろまで勤務しており、被保険者期間は7か月のはずである。

保管している「給料支払明細書」により、平成2年7月から3年1月（7か月分）の厚生年金保険料が控除されているので、記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成2年7月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は9万8,000円であり、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額（9万2,000円）を上回ることから、株式会社Aにおける当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成2年10月については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は9万8,000円であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は8万6,000円であり、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額（9万2,000円）を下回ることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては、当時の関係資料が廃棄されているため不明としているが、給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間①の全期間（申立人の当該事業所における全被保険者期間）にわたり一致していない上、後述する申立期間②において、本来控除すべきではない期間において保険料を控除している事実が認められること、また、申立人と同じ期間に当該事業所に勤務していた申立人の夫についても同様に、申立期間①の全期間にわたり、給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから判断すると、事業主は、給料支払明細書から確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人の所持する株式会社Aの平成3年1月分の給料支払明細書により、給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるとともに、厚生年金保険の資格取得月の給料支払明細書においても厚生年金保険料の控除が確認できることから、当該事業所では、厚生年金保険料を当月控除の取扱いとし、申立人は、同年1月分の厚生年金保険料を同年1月分の給与から控除されていたと認められる。

しかしながら、雇用保険の離職日の記録及び申立人の所持する最終出勤日が確認できる平成3年1月分の給料支払明細書により、申立人の当該

事業所における退職日は同年1月25日であったことが確認できる。

また、申立人は、雇用保険の離職日及び健康保険任意継続被保険者の資格取得日についての記憶はないと供述しているが、雇用保険の受給資格者証では、申立期間②中である平成3年2月8日に求職申し込みをしていることから、その時点で離職票は交付されており、健康保険任意継続被保険者の記録においても、資格取得日が同年1月26日であり、同年2月15日に同年1月分の健康保険料を納付していることから、退職日が同年1月25日であったことを承知していたと考えられる。

さらに、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第14条において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、社会保険庁に記録されている平成3年1月26日であると認められ、申立人が主張する同年1月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成3年1月分の厚生年金保険料を事業主により同年1月分給与から控除されていることが確認できるが、申立期間②について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年7月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、9万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月20日から31年1月1日まで
② 昭和31年1月18日から同年2月9日まで
③ 昭和32年3月14日から同年4月2日まで
④ 昭和32年8月28日から同年9月1日まで
⑤ 昭和33年3月3日から同年4月1日まで
⑥ 昭和33年8月29日から同年9月1日まで
⑦ 昭和34年3月12日から同年5月1日まで
⑧ 昭和34年7月31日から同年8月15日まで
⑨ 平成2年7月2日から3年1月26日まで
⑩ 平成3年1月26日から同年2月7日まで

平成20年4月に送られてきたねんきん特別便を確認したところ、申立期間①及び②についてはA氏所有のB丸、申立期間③から⑧までについてはC氏所有のD丸に係る船員手帳の雇用期間と船員保険の加入期間が一致していないことが分かった。

船員保険法において、船員保険の強制被保険者となる者は、「船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者」と規定されており、私は、この規定に基づく船員として船舶所有者に使用される者であったため、船員保険の記録を訂正してほしい。

申立期間⑨及び⑩について、株式会社Eが経営していたF施設に、屋外全般作業の係として勤務していた。

申立期間⑨については、厚生年金保険の標準報酬月額が、社会保険事務所の記録と実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額が

相違していると思うので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間⑩については、ねんきん特別便を確認したところ、平成2年7月2日資格取得、3年1月26日資格喪失、被保険者期間6か月となっていたが、同年2月6日まで勤務しており、被保険者期間は7か月のはずである。

保管している「給料支払明細書」により、平成2年7月から3年1月（7か月分）の厚生年金保険料が控除されているので、記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑨については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成2年7月から同年12月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては、当時の関係資料が廃棄されているため不明としているが、給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間⑨の全期間（申立人の当該事業所における全被保険者期間）にわたり一致していない上、後述する申立期間⑩において、本来控除すべきではない期間において保険料を控除している事実が認められること、また、申立人と同じ期間に当該事業所に勤務していた申立人の妻についても同様に、申立期間⑨の全期間にわたり、給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから判断すると、事業主は、給料支払明細書から確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑩については、申立人の所持する株式会社Eの平成3年1月分の給料支払明細書により、給与から厚生年金保険料を控除されていること

が確認できるとともに、厚生年金保険の資格取得月の給料支払明細書においても厚生年金保険料の控除が確認できることから、当該事業所では、厚生年金保険料を当月控除の取扱いとし、申立人は、同年1月分の厚生年金保険料を同年1月分の給与から控除されていたと認められる。

しかしながら、申立人は、退職日は平成3年2月6日であるとしている一方、同年1月26日から同年2月6日までは「勤務はしていない。給料も支払われていない。」と供述しており、雇用保険の離職日の記録及び申立人の所持する最終出勤日が確認できる平成3年1月分の給料支払明細書により、申立人の当該事業所における退職日は同年1月25日であったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第14条において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、社会保険庁に記録されている平成3年1月26日であると認められ、申立人が主張する同年1月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成3年1月分の厚生年金保険料を事業主により同年1月分給与から控除されていることが確認できるが、申立期間⑩について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

3 船舶所有者のA氏に係る申立期間①及び②について、申立人が所持する船員手帳によると、B丸に係る申立期間①については雇入年月日が昭和30年12月20日、雇止年月日が同年12月31日、申立期間②については雇入年月日が31年1月18日、雇止年月日が同年2月8日と記載され、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する船舶所有者のA氏に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号の欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

また、申立期間①については、申立人は「港で船体修繕をしていた。出漁はしていない。」と供述しており、申立期間②については、申立人と一緒にB丸に乗船していたと供述し、申立人と同様に1か月程度の雇入期間がある同僚も、当該船舶所有者における船員保険の加入記録は確認できないが、船舶所有者のA氏は既に死亡しており、供述等を得ることができないことから、当該船舶所有者がどのように乗組員を船員保険に加入させて

いたか等の当時の取扱いについては確認できない。

- 4 船舶所有者のC氏に係る申立期間③から⑧までについて、申立人が所持する船員手帳によると、D丸に係る申立期間③については雇入年月日が昭和32年3月14日、雇止年月日が同年8月14日、申立期間④については雇入年月日が同年8月14日、雇止年月日が同年11月30日、申立期間⑤については雇入年月日が33年3月3日、雇止年月日が同年5月16日、申立期間⑥については雇入年月日が同年8月29日、雇止年月日が同年11月29日、申立期間⑦については雇入年月日が34年3月12日、雇止年月日が同年5月1日、申立期間⑧については雇入年月日が同年5月1日、雇止年月日が同年8月6日及び雇入年月日が同年8月6日、雇止年月日が同年8月26日と記載され、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者のC氏は、社会保険事務所の記録によると、申立期間③、④及び⑤の全期間並びに申立期間⑦の一部期間（昭和34年3月12日から同年3月31日まで）については、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間③から⑧までのいずれの期間もD丸と一緒に乗船していたと供述している同僚二人についても、当該期間における船員保険の加入記録は確認できない上、当該同僚のうち一人は当時の船員手帳を保管しており、D丸に係る雇入れ及び雇止めの年月日は確認できるものの、船員手帳における雇入れ及び雇止めの年月日と船員保険の資格取得及び資格喪失年月日は、必ずしも一致していないことが確認できる。

さらに、当該同僚は「漁に出る前の準備期間や漁と漁の間など、本来、船員手帳に雇入れ、雇止めの期間が書いてあれば船員保険も入らなければならないと思うが、船員保険の手続をするタイミングでずれることもあると思う。」と供述している。

加えて、船舶所有者のC氏は既に死亡しており、供述等を得ることはできない。

- 5 申立期間①から⑧までについて、申立人が船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①から⑧までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑧に係る船員保険料を各事業主（船舶所有者）により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から平成10年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年3月から平成10年7月まで
60歳になったので、社会保険事務所に行き記録を調べたところ、未納期間があることがわかった。

申立期間はA市B町に住んでおり、国民年金や健康保険、固定資産税などを納税組合の7世帯が交代で集金し、納税組合長の家に持って行っていた。集金当番は前夫がしており、私は一度もしたことがなかったが、財布は私が持っていたので、他の人が集金に来た時には私が払っていた。

家族の分を一緒に払っていたのに、前夫が納付になっていて私の記録だけが無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前夫の国民年金記録には未納が無く、申立人が申立期間当時居住していた地域では、申立期間の全期間ではないが納税組合による集金があったことが確認できる。

しかし、申立人が申立期間当初から、国民年金保険料を納付していたのであれば、申立人の基礎年金番号は、同番号制度が施行された平成9年1月に国民年金手帳記号番号で付番されることになるが、申立人の基礎年金番号はC町に転居した後の12年6月に付番されていることから、申立人は、昭和58年8月の厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民年金の資格喪失以降、12年6月まで再取得の手続を行っていなかったと考えられる。

また、申立期間中、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は173か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、

ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 20 日まで
昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 20 日まで、A社に勤務し、元請けのB社の工場で、船舶の溶接、製缶作業などに従事し、健康保険証も作ってもらった。厚生年金保険の記録を調べたら、A社で2回目に勤務した時の加入記録はあるが、1回目に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無かったため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社で溶接工として勤務していたことは推認できるものの勤務期間は特定できない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 35 年 8 月 16 日付けで個人事業所として厚生年金保険の適用事業所となり、その後、法人事業所へ変更後、60 年 12 月 4 日付けで適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述は得られず、法人事業所へ変更後の事業主は、「申立期間当時の事業主は、会社の経営状態が厳しいため、社会保険料を払うのが大変なので、全員を加入させていないと言っていた。また、当時の関係資料は処分されているため、申立期間に係る厚生年金保険料控除等については確認できない。」と供述しており、関係資料も得ることはできない。

一方、申立期間同時に経理を担当していた女子事務員は、「申立人の厚生年金保険料を当月控除していた。」と供述しており、そのように記憶

している具体的な理由を聴取したところ、申立人に家族がいたことを挙げているが、申立期間当時の独身の従業員のうち、厚生年金保険に加入していなかったことが確認でき、住所が判明した唯一の同僚は既に死亡していることから、当該従業員が厚生年金保険の加入に至らなかった事情を確認することはできない上、前述の女子事務員からは、申立人及び前述の独身の従業員一人以外の個別の従業員に係る保険料控除についての具体的な供述は得られなかった。

さらに、複数の同僚は、「当時は社会保険を掛けないでほしいと言っていた人もいた。」「当時の事業主にお願いして社会保険に加入させてもらった。」と供述している上、前述の女子事務員及びその前任者は、「申立期間当時は 20 人から 25 人ほどの工員が、B 社の工場へ出向き、溶接や配管工事等の仕事をしていた。」と供述しており、法人事業所へ変更後の事業主は「自分は申立期間当時は造船鉄工だったが、溶接工は 5 人から 6 人くらい、製缶工と配管工と足場工で 30 人くらい、その他に 10 人くらい、事務所にも数人おり、従業員は 50 人くらいいた。」と供述しているが、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者数は最大で 14 人、最少で 8 人であることから、申立期間当時、事業主は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていないことが推認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和 39 年 10 月 30 日資格取得、40 年 3 月 1 日資格喪失した記録以外に申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険整理番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 20 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 41 年 8 月に A 株式会社 に在籍のまま、B 株式会社（現在は、両社とも C 株式会社）に出向した。これは、B 株式会社の工場建設のためであり、私は、機械購入、生産体制や材料購入の準備をした。
出向に際して、社会保険は A 株式会社の労務担当から B 株式会社の労務担当に引き継がれたと思うので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 41 年 11 月 19 日以降）及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間当時、B 株式会社の工場の建設、開業準備等の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本によれば、申立人が出向元事業所と主張している A 株式会社は、申立期間当時は D 株式会社であったことが確認できるとともに、D 株式会社と B 株式会社は当時は別法人であった上、両社が C 株式会社と合併し解散したのは、昭和 49 年 1 月であったことも確認できる。

また、C 株式会社に照会したところ、「人事関係書類を探したが、申立人に係る書類は既に処分し存在しない。」との回答を得ており、申立人の異動状況や給与の支給、厚生年金保険の適用等については確認することができない。

さらに、D 株式会社で当時、労務関係を担当していた同僚は、「申立人が B 株式会社へ行った後、昭和 41 年 10 月 20 日で申立人の給料の支払を打ち切った。B 株式会社が社会保険の届出をいつ出したのかは承知し

ていない。」と供述しており、その上司（経理担当）も同様の供述をしている上、「申立人が同年8月にB株式会社に行った後、しばらくは出張扱いとして当社で給与を払っていたと思われる。しかし、その後の給与の打ち切りや厚生年金保険の手続時期等の判断は当社の役員がしており、担当者段階では、B株式会社と連絡を取り合うことも無かった。」とも供述しており、当時の役員のうち、連絡の取れた一人は営業担当であり、経理関係については不明としている。

一方、B株式会社の前身のE社で経理事務を担当し、その後B株式会社にも勤務した同僚は、「当時は、社会保険等の事務処理は、それぞれの会社が独立して行っており、担当者が連絡を取り合うようなことは無かった。」と供述している上、申立期間中にC株式会社からB株式会社に出向し、経理関係を担当していた同僚は「申立人は、B株式会社で準備関係者として働いていたので、同社で給料を支払っていたと思う。当時は、会社設立後間もなく、事務費やスタッフも少なく、事務処理が大変だったので、12月にまとめて手続になったのかもしれない。しかし、実際に給与や社会保険関係の実務を行っていたのは上司だった部長である。」と供述しているが、当該上司は既に死亡しており供述を得ることはできない。

また、申立人及び同僚の供述から、申立人とほぼ同時期にD株式会社からB株式会社に異動したとされる上司及び同僚の3人のうち一人は、申立期間当時、D株式会社の役員であり、その後、B株式会社の役員にも就任しており、異動後も、異動元であるD株式会社での厚生年金保険の加入記録が継続していたため欠落はないものの、残りの同僚二人の厚生年金保険の加入記録は、申立人と同様に、D株式会社で資格喪失してからB株式会社で資格取得するまでに、1か月又は2か月の欠落が生じていることが確認できる。このうち健在である同僚一人は、欠落した期間について「給与は途切れていないと思うが、異動時の状況がはっきりせず、保険料控除についても不明。」としており、当該同僚が保管する給与明細書の中には申立期間に係る給与明細書は残っておらず、B株式会社における給与の支給や保険料控除についても確認することはできなかった。

さらに、当時C株式会社から出向していたとされる9人については、いずれもC株式会社での厚生年金保険加入記録が継続していることが確認できるが、前述のC株式会社から出向していた経理担当の同僚は、「当時、C株式会社とB株式会社の給与体系は異なっており、C株式会社からの出向者は、同社の給与体系で支給されていたが、申立人は、B株式会社の給与体系で支給されていたと思う。」と供述している。

加えて、F保健所の回答から、B株式会社の工場の食品衛生法に基づ

く営業許可は昭和 41 年 11 月 30 日と確認できるとともに、事業主の回答による B 株式会社の工場竣工及び商業登記上の本店住所変更（工場所在地に変更）は、共に同年 12 月 1 日であることが確認できるところ、i）同年 12 月 1 日より前から継続して厚生年金保険に加入している者は、死亡のため経歴が不明の一人を除き、B 株式会社の工場竣工以前から、同社の前身である E 社の工場等で勤務していたとの同僚の供述が得られており、社会保険事務所の記録でも、これらの同僚については、E 社の事業所記号で厚生年金保険の加入手続きが行われていることが確認できること、ii）同年 12 月 1 日付けで、B 株式会社で厚生年金保険の資格を取得した申立人を含む 89 人の中には、上記の D 株式会社からの異動者や C 株式会社からの出向者の一部（C 株式会社と重複して加入）、さらに、工場の建設や操業開始に際して採用され、12 月より前から勤務していたと供述している者などが含まれていることから、B 株式会社としては、工場竣工の時期以降に従業員を厚生年金保険に加入させたことがうかがわれる。一方、これらの同僚から聴取しても、加入前の期間における保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

なお、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 1 月 21 日まで
株式会社Aに、代表取締役として勤務していた。

平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 1 月 21 日までの期間の標準報酬月額が 30 万円となっているが、実際に支給された給料は 60 万円前後であり、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、株式会社Aは、平成 10 年 1 月 21 日（以下、「全喪日」という。）に適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、同社が全喪日後の同年 3 月 4 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（59 万円）が、9 年 1 月 1 日までさかのぼって 30 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本から、申立人が当該事業所の代表取締役に、平成 3 年 5 月 13 日から 14 年 12 月 3 日の解散まで就任していたことが確認できる。

また、当該事業所を管轄する社会保険事務所は、同事業所の滞納処分票等は保管していないため、滞納については確認できないが、複数の同僚から「B 銀行破綻の影響によりメインバンクからの融資が止まったため、急に経営が続かなくなった。」との供述があり、全喪日前には経営難になっていたことが推認されることから、社会保険料の滞納がうかがわれる。

さらに、資格喪失後の訂正処理については「手続については覚えていない。」と申立人は供述しているが、当時の経理担当職員、元C担当部長及びD担当次長は「会社倒産後の清算業務は申立人が行っていた。」

と供述しており、代表者印の管理についても全喪日以前より申立人が管理していたとの経理担当者の供述がある上、訂正処理が全喪日以降に行われていることから、申立人が自身の標準報酬月額の訂正に関与していたことを否定できない事情がうかがえる。

加えて、当該事業所が社会保険業務を委託していた社会保険労務士から提出があった平成9年度に係る「労働保険料算定基礎賃金等の報告」及び「労働保険料還付請求書」により平成10年4月14日付けで代表者印押印の上、代表取締役として申立人名による労働保険料還付の請求行為が行われていたことから、申立人が全喪日以降についても代表者として業務を行っていたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。